

選 択 約 款

(家庭用暖房契約)

2025年8月1日実施

金沢エナジー株式会社

目 次

1. 適用条件	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 契約の申し込み	2
5. 契約の成立及び変更	2
6. 契約期間	3
7. 検針	3
8. 使用量の算定	3
9. 料金	3
10. 単位料金の調整	4
11. 設置確認	5
12. 契約の解約	5
13. その他	5
附 則	6
別 表	7

家庭用暖房契約

1. 適用条件

この選択約款は、ガストーブを専用住宅又は併用住宅で使用されるお客さまで、1 需要場所において設置するガスメーターの能力（一般ガス供給約款の規定によりガスメーターを2 個以上設置しているお客さまについてはそれぞれのガスメーターの能力とします。）が10 立方メートル毎時以下であり、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、一般ガス供給約款を変更した場合、法令等の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他事由に基づき当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4に定める定型約款変更の規定により、お客さまの了承を得ることなく、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、当社は、あらかじめこの選択約款を変更する旨及び変更後の規定の内容並びに変更の効力発生日を、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信、その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、お客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約変更前の書面交付及び契約変更後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(3)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更しようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更した事項並びに供給地点特定番号を記載いたします。
- (3) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、説明を要する事項のうち当該変更しようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「ガストーブ」とは、専用住宅又は併用住宅の居住部分で、エネルギー源としてガスを使用し、放射熱又は対流熱で暖房を行う燃焼機器をいいます。
- (2) 「専用住宅」とは、居住のためだけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3) 「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所等業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (4) 「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

- (5) 「平均使用量」とは、冬期の料金を算定する場合に、その直近の冬期以外に検針される各月の使用量の合計を8で除し、小数点以下を切り捨てたものをいいます。冬期以外のうちガス使用実績が無い月がある場合、そのガス使用実績が無い月の使用量はお客さまのガスメーターの能力に応じて当社が定める値とし、平均使用量を算定いたします。この場合、ガス使用実績が無い月とは、この選択約款に申し込みをされたお客さまが、直近の冬期以外においてガスを解約した月、又はガスの使用を開始していない月（ガス使用開始日以降、最初の定例検針日が属する月を含みます。）のことをいいます。
- (6) 「通常使用量」とは、冬期に検針される各月の使用量のうち、平均使用量までの使用量をいいます。
- (7) 「暖房使用量」とは、冬期に検針される各月の使用量のうち、平均使用量を超える使用量をいいます。
- (8) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9) 「単位料金」とは、10に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

4. 契約の申し込み

お客さまは、この選択約款を承諾の上、当社に所定の申込書によりこの選択約款による契約を申し込んでいただきます。

5. 契約の成立及び変更

- (1) 選択約款によるガスの供給及び使用に関する契約（以下「選択契約」といいます。）は、当社が4の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。この場合、当社は、料金の適用開始日をお客さまにお知らせいたします。
- (2) この選択契約の契約成立日から1年を経過しないで他の選択契約への変更を申し込まれた場合、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、当該変更の申し込みが、一般ガス供給約款に規定する契約（以下「一般契約」といいます。）への変更、設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。
- (3) 過去にこの選択契約及び他の選択契約を契約成立日から1年を経過しないで解約又は一般契約への変更をされ、同一需要場所において再びこの選択契約及び他の選択契約の申し込みをされた場合で、その適用開始日が過去の選択契約の解約又は一般契約への変更をされた日から1年を経過していないときは、当社はその申し込みを承諾しないことがあります。ただし、当該変更の申し込みが設備の変更又は建物の改築等のための一時的な不使用による場合はこの限りではありません。
- (4) 当社は、お客さまが当社とのこの選択契約、一般契約又は他の選択契約に基づく料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、使用の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 契約期間

この選択契約の契約期間は、契約成立日から解約した日までといたします。

7. 検針

当社は、一般ガス供給約款に規定する検針の他、この選択契約から一般契約への変更があった場合、この選択契約の解約日に検針を行います。

8. 使用量の算定

- (1) 各月の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。ただし、当該月の検針日以降、翌月の定例検針日の前日までに解約を行った場合には、当該月の定例検針日及び解約を行った日のガスメーターの読みにより算定いたします。
- (2) 当社は、3 (5)に定める「ガスメーターの能力に応じて当社が定める値」を次のように定めます。

「ガスメーターの能力に応じて当社が定める値」とは、一般契約でガスを専用住宅又は併用住宅で使用する全てのお客さまの、当該月の使用量をガスメーターの能力毎に平均した値をいいます。

この場合、平均を算定するガスメーターの能力区分は下表のとおりといたします。

ガスメーターの能力	
区分	1.6 ～ 2 立方メートル毎時
	2.5 ～ 3 立方メートル毎時
	4 ～ 5 立方メートル毎時
	6 ～ 7 立方メートル毎時
	10 立方メートル毎時

9. 料金

- (1) 当社は、別表2の料金表における単価を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金適用開始日は、次のとおりといたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、使用を開始した日といたします。
 - ② 一般契約又は他の選択契約からこの選択契約へ変更する場合は、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
- (3) 当社は、冬期にお客さまが新たにガスの使用を開始する場合の料金算定期間の料金の算定に当たり、平均使用量を次の算式により日割計算いたします。ただし、当社の都合により料金算定期間の日数が36日以上になった場合は、この限りではありません。

$$\text{日割後平均使用量} = \text{平均使用量} \times \text{日割計算日数} \div 30$$

(備考)

- ① 日割計算日数は、料金算定期間の日数。ただし、料金算定期間の日数が31日以上35

日までのときは30とし、当社の都合により料金算定期間の日数が36日以上になった場合は、料金算定期間の日数といたします。

② 計算結果の小数点以下の端数は切り捨てといたします。

10. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により、別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表1(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.082\text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.082\text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点以下第4位の端数は切り捨てといたします。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

89,530円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1(4)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たり液化天然ガス平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及び同3か月間におけるトン当たり液化プロパン平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が、237,480円以上となった場合は、237,480円といたします。この場合において、価額及び数量とは、関税法の規定により財務大臣が公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= (\text{トン当たり液化天然ガス平均価格}) \times 0.9273$$

$$+ (\text{トン当たり液化プロパン平均価格}) \times 0.0775$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格
ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

11. 設置確認

当社は、1に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は、この選択契約の申し込みを承諾しない、又はすみやかにこの選択契約を解約し、解約日以降一般契約を適用いたします。

12. 契約の解約

ガストーブを取り外した場合等、1に定める適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、1に定める適用条件を満たさなくなった場合は、この選択契約に基づく契約を解約したものとみなし、解約日以降一般契約を適用いたします。

13. その他

- (1) その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。
- (2) この選択約款及び一般ガス供給約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの選択約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。

附 則

1. 実施期日

この選択約款は、2025年8月1日から実施いたします。

2. 10 単位料金の調整(2)②237,480円(以下「調整上限」といいます。)について

調整上限は、2022年9月から11月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることを見込まれる場合等には、民法第548条の4に定める定型約款変更及びこの選択約款の2の規定により、見直すことがあります。

別 表

1. 料金の算定方法

- (1) 冬期以外の料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 冬期の料金は、通常使用量の基本料金及び暖房使用量の基本料金に、通常使用量の基準単位料金に通常使用量を乗じて得た額及び暖房使用量の基準単位料金に暖房使用量を乗じて得た額を加算して算定いたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又は 10 の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から同月末日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が 4 月 1 日から同月 30 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 11 月から当年 1 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が 5 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年 12 月から当年 2 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が 6 月 1 日から同月 30 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 1 月から 3 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が 7 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 2 月から 4 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が 8 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 3 月から 5 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が 9 月 1 日から同月 30 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 4 月から 6 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が 10 月 1 日から同月 31 日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 5 月から 7 月までの 3 か月間の平均原料価格に基づき算定した調

整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から同月30日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から同月31日までに属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの3か月間の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2. 料金表

(1) 料金表（消費税等相当額を含みます。）

適用区分		基本料金 (ガスメーター1個当たり 1か月につき)	基準単位料金 (1立方メートルにつき)	
冬期 以外	A	10立方メートルまでの場合	680.90円	272.151円
	B	10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合	744.70円	265.771円
	C	20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合	915.20円	257.246円
	D	60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合	1,076.90円	254.551円
	E	130立方メートルを超える場合	1,760.00円	249.293円
冬期	通常使用量		A～E表を適用	
	F	暖房使用量	325.05円	170.500円

(2) 調整単位料金

(1)の基準単位料金をもとに、10の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(備考)

基本料金及び基準単位料金により料金を計算した場合、別表1の規定により算定した料金と異なることがあります。